

大網白里市長活動報告Instagram（インスタグラム）アカウント運用方針

大網白里市秘書広報課が運用する大網白里市長活動報告に係るInstagram（インスタグラム）アカウント（以下「当アカウント」という。）の運用方針（以下「当方針」という。）を次のとおり定める。

1 アカウント情報

- (1) ソーシャルメディアサービス名：Instagram（インスタグラム）
- (2) アカウント名：大網白里市長【公式】 (@oamishirasato_mayor)
- (3) URL：https://www.instagram.com/oamishirasato_mayor/
- (4) 運用者：秘書広報課
- (5) 運用管理責任者：秘書広報課長
- (6) 運用期間：当アカウントは、予告なく運用を終了し、又は削除する場合がある。

2 主な発信の目的及び内容

市長の活動を基本とする以下の内容とする。

- (1) 大網白里市長の日々の公務や視察、来客の様子
- (2) その他、運用者もしくは運用管理責任者が必要と認める情報

3 運用方法

(1) 運用時間

・原則として職員執務時間内（午前8時30分から午後5時15分）とする。ただし、それ以外の時間にも必要に応じて投稿する場合がある。

(2) 運用体制

- ・運用管理責任者は、適正な管理のための調整を行うとともに、利用状況等を把握する。
- ・運用者は運用管理責任者の管理下において、投稿の追加・更新・削除等を行う。

(3) 発信時のルール

- ・内容は、緊急やむを得ない場合を除き、運用管理責任者の承諾を受けて行う。
- ・誤った情報を発信した場合はすみやかに削除し、正しい情報を発信する。
- ・著作権、肖像権等が発生するものについては、事前に権利者の許可を取得するとともに、運用管理責任者の了承を得るものとする。

(4) フォローへの対応

- ・当アカウントへの「フォロー」については原則拒否しないものとする。
- ・大網白里市からは原則、他のユーザーに対し「フォロー」機能を使用しないものとする。ただし、国（省・庁）又は地方自治体の運用するアカウントに限り「フォロー」機能を使用することがある。

(5) 投稿等への対応

・原則として返信しない。なお、いただいたコメント等の内容によっては、大網白里市秘書広報課の判断で返信を行う場合があるが、全ての投稿に対して返信することを保証するものではない。

(6) 緊急時の対応

・システム障害及び情報セキュリティ事故等の発生時において、発見者は運用管理責任者に通報する。この場合、運用者は運用管理責任者の指示を受けて対応する。

4 禁止事項

当アカウントへコメント等する際には、下記事項が含まれる内容は禁止する。

また、利用者による投稿内容等が下記事項に該当すると判断した場合は、発信者に予告なく削除又はその者のブロック等を行うことがある。

- (1) 法律、法令等に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 機密情報やプライバシーに関するもの
- (3) 特定の政治活動又は宗教等に関するもの
- (4) 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させるもの
- (5) 個人又は団体を誹謗中傷するもの
- (6) 虚偽や事実とは異なる内容を含むもの
- (7) 有害なプログラムを使用もしくは提供するもの。また、その恐れのあるもの
- (8) 大網白里市又は第三者が保有する著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
- (9) 広告、宣伝及び営業活動、その他掲載記事に関係のないもの
- (10) その他、大網白里市秘書広報課が不適切と判断したもの

5 免責事項

(1) 大網白里市は、当アカウントの掲載情報の正確性、安全性、有用性等を完全に保障するものではない。

(2) 大網白里市は、他の利用者により投稿されたコンテンツやコメントについて、一切の責任を負わない。

(3) 大網白里市は、利用者間、もしくは利用者と第三者の間のトラブルによって利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わない。

(4) 大網白里市は、上記のほか、当アカウントに関連する事項に起因又は関連して生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

(5) 大網白里市は、当方針を予告なく変更することがある。

6 リンク等について

当アカウントへのリンク等はフリーとする。また、当アカウントからのリンクなどについて

て、大網白里市は便宜のためにこれらを提供しており、リンク先のサイト等を推奨しているものではない。

7 知的財産権

当アカウントに掲載されている情報（文書、写真、画像等）に関する知的財産権は原則として大網白里市に帰属する（一部の画像等の知的財産権は原作者等が所有します）。当アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」等、著作権法上認められた場合及び転載の対象となる掲載内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

8 その他

この運用方針に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、運用管理責任者と協議して決定する。

9 適用

この運用方針は、令和8年6月26日より適用する。